

## 第24回 宇都宮市景観審議会 会議録

令和5年1月18日

午前10:00～

14D会議室

### 出席委員

- 1号委員（学識経験者）  
古賀誉章委員，渡邊美樹委員，横須賀徳博委員，五艘みどり委員，長田哲平委員
- 2号委員（関係団体代表）  
神原敦子委員，木内久生委員，小関裕之委員，菊池清孝委員
- 3号委員（関係行政機関）  
吉田幸男委員，青木敦委員，沼野孝雄委員
- 4号委員（市民公募）  
鈴木正則委員，寺島玄委員

（計 14名）

### 欠席委員

- 1号委員（学識経験者）  
花田千絵委員，早野由美恵委員
- 2号委員（関係団体代表）  
渡邊幸雄委員

（計 3名）

### 出席幹事

青柳高行幹事，高橋裕司幹事，菅原秀雄幹事（計3名）

### 事務局

- 【司会】 小柴隆一書記
- 【傍聴人受付】 石下ユミ書記
- 【写真・録音】 石下ユミ書記
- 【書記】 安延望美書記，前田麻祐子書記，阿部茂書記，岩原理恵書記，高橋和也書記（7名）

<傍聴人受付>

10:00

1. 開会

小柴書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが、委員の皆さまがお揃いになりましたので、ただいまから「第24回宇都宮市景観審議会」開会いたします。

進行を務めさせていただきます、景観みどり課 小柴でございます。よろしくお願いたします。

<資料確認>

小柴書記

続きまして、本日の会議資料についてですが、次第に記載のとおりとなりますのでご確認ください。

なお諮問書は、会長のみ机上配布してあります。

また、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

まず、開会に当たりまして、古賀会長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2. 挨拶

古賀会長

おはようございます。会長の古賀でございます。

前回ご審議いただきました「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観重要公共施設の指定及び変更」について及び「屋外広告物の規制見直し」について、本日の審議会で答申を予定しております。

委員の皆様の忌憚のないご意見いただきながら、効率的に会議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

小柴書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、古賀会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**古賀会長** それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

**<定足数報告>**

**古賀会長** はじめに、本会の成立について、事務局より、報告をお願いします。

**安延書記** 本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

**<会議の公開>**

**古賀会長** ありがとうございます。続きまして、本会議の「一部公開」について、事務局より、説明をお願いします。

**安延書記** 会議の非公開について「参考資料 附属機関等の会議の公開に関する要領」の「3 附属機関等の会議の公開基準」の下線部をご覧ください。本会議は附属機関でありますので、原則公開ですが、3の「『(2)市情報公開条例 第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき』に公開しないことができる」とあります。市情報公開条例 第7条につきましては、裏面の一番下をご覧ください。下線部ですが、「市の機関内部における審議、検討、調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障が生ずると認められるもの」とあります。この条文の趣旨ですが、審議等に係る適正な意思決定の確保及び自由な意見交換を保障するために定めたものであり、審議等を適正に行う必要上、市内部の意思形成過程にある情報については公開しないこととする趣旨であります。そのため本日の議事である、議案第2号「屋外広告物の規制見直しについて」につきましては、意思形成の過程にある、まだ市として決定前の情報でありますことから、「非公開」とさせていただきます。

**古賀会長** 事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

**各委員** 異議なし

**古賀会長** では、本日の会議の議案第1号は「公開」とし、議案第2号は「非公開」としてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なし

**古賀会長** それでは、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議は、議案第1号は「公開」とし、議案第2号は「非公開」といたします。

**<傍聴者有無>**

**古賀会長** 続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をお願いします。

**安延書記** 本日の会議について、傍聴者はありません。

今回の議案第2号につきましては「非公開」となりますので、議案第1号が終わりましたら、傍聴者の方及び記者の方へ、退席のご案内をします。すみやかに退席願います。

**<議事録署名委員の指名>古賀会長**

続きまして、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、

- ・渡邊 美樹委員と
- ・小関 裕之委員の

兩名を指名いたします。よろしく願いいたします。

**3. 議事**

**古賀会長** それでは、議事に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は2件となります。

議案第1号の「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観重要公共施設の指定及び変更について」は、令和4年10月25日付、宮景第426号にて市長から諮問があり、令和4年11月1日の第23回景観審議会に付議され継続審議となっているもので、本日を持ちまして答申する予定となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

それでは、諮問事項「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観重要公共施設の指定及び変更について」をご説明いたします。

この諮問事項は、昨年11月開催の「第23回宇都宮市景観審議会」から継続審議となっているものであります。前回ご審議いただきました本件に係る資料につきましては、お手元のファイル「審議会関係資料」の「インデックス9-1」として添付しておりますので、適宜ご覧ください。

それでは、お手元の「議案第1号」「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観重要公共施設の指定及び変更について」をご覧ください。まず、「趣旨」であります。前回ご審議いただきました本件について、素案の縦覧を実施しましたので、その結果の報告と景観計画の変更についてお諮りするものであります。

「1 素案の縦覧について」であります。令和4年11月11日から24日まで素案の縦覧を行いました。縦覧期間中、意見書の提出及び公述希望がなかったことから、公聴会は開催しておりません。

次に、「2 景観計画の変更」についてですが、素案のとおり、景観重要公共施設の指定及び変更をいたします。「説明資料」をご覧ください。景観計画変更の案となっております。裏面は目次で、下線部が変更部分であり、以降のページも同様となります。目次以降は「景観計画 基準編」での実際に掲載するページ数で記載しております。右下に41ページと記載しているページをご覧ください。前回ご説明したとおり、駅前空間におけるLRTと調和した良好な景観を保全するため、宇都宮芳賀ライトレール線を景観重要公共施設に指定し、まちびらきやLRT開業後も景観形成の方針や整備の内容を維持できるようにするものです。

また、既存の景観重要公共施設について、これまでの景観形成の方針を守りながら、時代の変化に合わせた維持保全ができるよう、整備の考え方は維持したまま表現を見直すものです。

42、43ページをご覧ください。宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路について、前回ご説明したとおりとなります。

44ページをご覧ください。今回新たに指定する宇都宮芳賀ライトレール線について記載しております。

なお、宇都宮芳賀ライトレール線の名称ですが、市道6411号線を併記しておりましたが、既存の景観重要公共施設の名称に合わせ、削除しております。

「議案第1号」にお戻りください。

最後に、「3 今後のスケジュール」でございますが、1月30日に開催される都市計画審議会において意見を伺い、この後審議いただく広告物に関する条例の改正などと合わせ、3月に告示、4月の施行を予定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**古賀会長**

事務局からの説明が終わりました。委員のみなさんからご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

私から質問させていただきます。前回議論の復習もかねて今回の変更の要点を簡単に説明してください。

**菅原幹事**

改めてご説明させていただきます。資料の41ページをご覧ください。これまで景観重要公共施設として駅東口駅前広場と東西自由通路、駅東口広場通りを指定していましたが、新たに芳賀ライトレール線が市道として整備が進んでいることからほかの景観重要公共施設と同様の位置づけを行うものでございます。

**古賀会長**

紫色の部分を追加するということですね。

**菅原幹事**

はい、紫色の部分を追加するということです。合わせまして、42、43ページをご覧ください。また参考資料として用意した審議会関係資料の3ページをご覧ください。インデックス9-1、表になっている箇所がございます。整備の考え方や内容についてこれまで現行の基準と変更案を併記したものでございます。こちらの一番上段の表右側を見ていただくと3つ目の丸、公共交通の通行帯は耐久性に優れた排水性コンクリートを採用するなどの記載でありましたが、時代の変化に合わせて排水性コンクリートという材料を指定するものではなくて、考え方を示した上で推奨する舗装として、左側にありますように交通の流れを演出する舗装を採用する。推奨する舗装は公共交通を見たときに一般車両と異なる排水性コンクリートを推奨するなど、また、一番下の囲みにありますような、右側にあります三つ目ですね、「新たな駅前展開にふさわしく明るい景観に溶け込むアルミハニカムパネルによる薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。」こちらの表現ですと、アルミハニカムパネルを指定しておりますので今後違う新たな材料等の使用も可能となるよう、左側の変更案では新たな駅前景観にふさわしく、明るく景観に溶け込む、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置するというふうにしたしまして、括弧書きで推奨する材料をアルミハニカムパネルにするという表現を見直したもので、考え方そのものは変えないで、表現を見直したというものでございます。以上でございます。

**古賀会長**

ありがとうございます。みなさまからのご意見ご質問はありますでしょうか。本件は前回みなさんにご意見をいただいたうえで縦覧をして、特にご意見もなかったものでございます。みなさまからのご質問も前回の審議である程度出尽くしているのかと思います。

それではお諮りいたします。

本議案について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議  
ございませんか。

**各委員** 異議なし。

**古賀会長** それでは、議案第1号「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地  
区）における景観重要公共施設の指定及び変更について」  
原案を答申することといたします。

なお、答申書の提出につきましては、私にご一任いただけま  
すでしょうか。

**各委員** 異議なし。

**古賀会長** ありがとうございます。これより「非公開」である議案第2  
号に入りますので、傍聴者の方及び記者の方は、ご退席願いま  
す。

【非公開】

## 5. 閉会

**古賀会長** それでは、これをもちまして「第24回宇都宮市景観審議会」  
を閉会いたします。

進行を事務局に戻します。

**小柴書記** 本日の資料につきまして、議案第2号が「非公開」となりま  
すので、資料を回収させていただきたいと存じます。

長時間のご審議ありがとうございました。